



震災直後の新浦安駅南口



震災直後の新浦安駅南口ロータリー



特集  
2

# 写真で振り返る 浦安市と震災

都心からほど近く、交通の  
利便性や住環境の良さから、  
世代問わず人気の高い浦安市。  
この地も、東日本大震災に  
より市域の約86%が液状化現  
象で被災。至る所から泥土が  
噴出し、道路は隆起・陥没し、  
電気・ガス等のライフライン  
も多大な被害を受けました。  
現在も続く復旧・復興に向  
けた取り組みの一部を写真で  
振り返ります。

現在の京葉線「新浦安駅」南口ロータリー



震災直後の境川沿いの歩道



震災直後の高洲中央公園

## 2 震災を振り返って

浦安市民児協会会長／西地区民児協会会長



わたなべ たけし  
**渡邊 武** さん

平成4年、民生委員の委  
嘱を受ける。平成25年よ  
り西地区民児協会会長、また  
同年より市民児協会会長を務  
める。

現在は、当会監事をはじめ、浦安市社会福祉協議会  
副会長等の要職を務める。

(取材日) 平成26年11月14日(金)  
(取材協力) 浦安市民児協(社協)  
(取材) 編集委員 伊藤睦子

## 1 浦安市の被災状況

①地震等概要	
最大震度(浦安市猫実)	5強

②東日本大震災直前の市の概要	
人口	160,948人
世帯数	70,933世帯
市域面積	1,698ha

③東日本大震災による被害の概要	
被災者数	96,473人
被災世帯数	37,023世帯
液状化面積	約1,455ha

④被害状況		
人的被害	重症	8人
	軽症	21人
住家被害	全壊	24棟
	大規模半壊	1,560棟
	半壊	2,185棟
	一部損壊	5,385棟
		合計：9,154棟

※①～④は、「浦安市復興計画」及び  
千葉県庁HPより引用・抜粋  
※②・③は、H23.2.28日現在  
※④の「人的被害」はH25.8月現在、「住  
家被害」はH24.3.16日現在



震災直後の富岡地区



震災直後の墓地公園・日の出



震災直後の舞浜地区・バス停



復旧作業中の新浦安駅南口ロータリー



震災直後の舞浜地区



入船地区でのボランティア活動



炊き出しのボランティア



弁天地区でのボランティア活動



富岡地区でのボランティア活動



現在の新浦安駅南口エレベーター



現在の新浦安駅南口ロータリー



現在の墓地公園・日の出

写真提供

浦安市民児協、浦安市役所、渡邊市民児協会長。一部、県民児協撮影。

参考文献

浦安市役所HP、千葉県庁HP・防災危機管理部防災政策課『『東日本大震災後の記録』追補版』ほか



復旧作業中の明海道路 (H27年3月)



復旧後の境川沿いの歩道



(写真) 震災直後の渡邊会長宅前

ました。マニュアルの作成も含め、今後の取り組みに活かしていきたいと思えます」と話します。

「これまでの地震と違い、船の上で左右に大きく揺れているような感覚でした」とは、地震発生当時、自宅の仕事をしていたという浦安市民児協会長の渡邊さん。

家の前の道路を見ると、各戸の庭で口を開けた亀裂から溢れ出た黒い泥水が川のように流れ、外の様子は一変していました。浦安市の市域は約4km四方、16km<sup>2</sup>。その内、約86%が液状化の被害にあり、民生委員自身も(105名のうち)44名が居宅等に被害を受けています。

町内を見廻った時はすでに暗くなっていましたが、未帰宅や避難された方も多く、安否確認も思うに任せない状況でした。

また、鈴木成子さん(南地区区民児協会長)によると、比較的被害の少なかった地区の民生委員は、市社協に設置された災害ボランティアセンターで、受付や炊き出し、給水活動等に尽力された方もいたようです。

渡邊会長は、「今回の震災を受け、委員間の連絡はもちろん、日頃の自治会等との連携、住民への啓発活動、自らが被災した時の活動等、いくつかの課題も見えてきました。マニュアルの作成も含め、今後の取り組みに活かしていきたいと思えます」と話します。



## 池上部長に聴く 民生委員による 災害時に向けた 取り組み

### 東日本大震災以前の取り組み

**Q1.** 全民児連は、平成18年4月より「民生委員・児童委員発災時一人も見逃さない運動」を、また平成22年9月からは「災害時要援護者支援活動」を提唱・展開してきました。震災前のこれらの運動について、現在のどのようにつながられていますか？

**An.** この運動は、全国の民生委員による具体的なテーマでの全国一斉運動としては初めてのものであり、大きな意義をもっていたと思います。

とくに、運動の具体的進め方としての「災害時要援護者台帳」や「(災害)福祉マップ」の作成は、全国の多くの民児協で取り組まれ、その後の相次ぐ自然災害

民生委員は、災害時に向けた取り組みに、どのように向きあっていけばよいのでしょうか？

また、どのような役割が求められているのでしょうか？

これまでの取り組みや今後の展望等について、全民児連事務局のある全社協民生部の池上部長にお話しをお聴きしました。

一問一答形式で掲載しています。

### 全国民生委員児童委員連合会 (全国社会福祉協議会民生部)



いけがみ みのる  
部長 池上実氏

昭和63年4月、全社協に入局。出版部や障害福祉部、企画部、総務部などを経て、平成24年4月より現職。

の際にきわめて大きな役割を果たしてきましたと思っています。

平成25年に国の災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村長に義務づけるといった平常時からの体制整備が打ち出されましたが、この間の民生委員の自主的な取り組みが高く評価され、それが、こうした法改正にもつながってきたものと考えます。

### 「災害時一人も見逃さない運動」の名称

**Q2.** 「災害時要援護者支援活動に関する指針」では、標記運動の趣旨を継続し体制作りを推進していく旨が記載されています。

この趣旨は別とし、この運動の名称について

では当初より誤解を招きやすい点やその言葉の重さを指摘する声が挙げられており、被災地からも同様の意見が出されています。

この運動については、すでに期間は終了していますが、その名称を現在も使用しているところもあると聞いています。

そこで、さらなる趣旨の徹底と取り組みの推進を図るにあたって、この名称の変更あるいは補足(サブタイトル)の追加等を行うお考えはありますか？

**An.** 震災後、私自身、被災地を訪問する中で、「災害時一人も見逃さない運動」という名称について厳しいご意見もいただきました。あの震災が起きた時、多くの委員の皆さんがこの運動の名前

を思ったといわれました。

この運動の実施要領をあらためて見てみると、その冒頭に、自らの安全確保が第一と書いてあったこと、またこの運動の趣旨が災害時に備えた平常時の体制整備の取り組みにあったことも事実です。

しかし、その点が十分に浸透していたかという点では十分ではなかったかもしれません。また、なにより民生委員の皆様がもつ強い使命感が、あの危険な状況下にあつて、高齢者等の避難支援等に向かわせたのだと思っています。

この運動は、期間としては終了していますが、この名称は今も全国各地の民児協の活動の中で継承されています。

だからこそ、あらためて、この運動の趣旨が「災害時に一人も見逃さないための平常時の体制整備の運動」であることを繰り返しお伝えし、今後の災害において犠牲者を出さないよう努めていくことが大切であると感じています。

### 震災と「災害時一人も見逃さない運動」

**Q3.** 震災を受けて、震災前に展開した取り組みが役に立った点、また不十分だった点について、それぞれ教えてください。

**An.** この運動の趣旨、また民生委員の安全確保という点は別として、この運動を行なっていたことにより、地域の高齢者や障がい者等の災害時要援護者があらかじめ把握され、その避難支援に大いに活かされたことは評価されるべきものと考えます。あらかじめ対象者を把握するとともに、たとえば要介護度や家族の状況などにより支援の優先順位付けをしていた地域では、より効果的な活動ができたといえます。

一方、せっかく名簿は作成していたものの、津波により自宅とともに名簿が流れてしまったという話も聞きました。ベテランの委員さんは、要援護者の情報は頭に入っていたので名簿がなくても大丈夫だったと言われていましたが、一斉改選直後でもあり、苦労をされた委員さんも多かったと思います。要援護者台帳や（災害）福祉マップなどは、作成するだけでなく、バックアップの問題を含め、どのように保管、また更新し、いざという時にどのように活用するかまで考えておくことが大切だと思います。

さらに、民児協内部での連絡体制ということも課題であったと思います。電話も通じず、個々の委員が孤立した状態の

なか、最善の活動をされましたが、とくに新任委員の皆さんの不安は大きかったと思います。災害時の委員間の連絡体制についても日頃から明確にしておくことが大切だと感じました。

### 今後の活動に必要なこと

**Q4.** 被災地の委員が、今後の活動に必要なと思われることを教えてください。

**An.** なにより、発災時の自らの安全確保の問題があげられると思います。また、それに関連して、民生委員がごままでの役割を担うべきであったのか、という課題も指摘されています。

要援護者の安否確認、また避難支援にしても、一人の民生委員が非常時に対応できる範囲はきわめて限定的です。要援護者を地域住民、まさに向こう三軒両隣で支えていくといった「近助」の仕組みを構築すること、また行政や社協、自治会・自主防災組織、警察、消防など、関係者の役割分担について平常時から協議しておくことの大切さも指摘されています。

加えるならば、とくに行政との情報共有のあり方は十分に議論しておくべきと